

省エネ改修・バリアフリー改修
の費用の一部を補助します！

令和4年度

北見市住宅エコ改修補助事業

(北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業)



■申請期間■

令和4年5月16日（月）～5月27日（金）

土日を除く、8：45～17：30まで

- ※申請者、工事内容、施工業者などに条件があり、工事契約・着手前に申請が必要です。
- ※申請期間内に市の予算額を超えた場合、抽選とします。
- ※申請期間内に市の予算額を超えなかった場合、令和4年7月1日より令和4年12月16日まで先着順での受付としますが、期間内であっても予算額に達した時点で申請受付を終了と致します。

■申請先・お問い合わせ等■

北見市役所 3階

都市建設部建設指導課 安全推進係

〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1

■ 補助制度の概要 ■

■ 補助の内容

既存住宅の省エネルギー化、又はバリアフリー化に係る改修工事費用の一部を、予算の範囲内において補助します。

■ 補助の対象者・住宅

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者・住宅

- ①下記のいずれかに該当する建築基準法（昭和25年法律第201号）等に適合している市内に存する住宅
 - a) 自ら所有し、居住しているもの。
 - b) 空き住宅で、自ら所有又は新たに取得し、当該補助の完了報告時まで、自ら居住するもの（ただし、建築後未入居は除く。）
- ②市税等を滞納していないこと。
- ③平成26年度から令和3年度において、北見市住宅エコ改修補助事業（北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業）、住宅改修補助事業の補助金を受領した者又は、住宅ではないこと。
- ④当該補助金を活用し、改修した工事部分について、10年間活用することを確約することができるもの。

※住宅とは、居住の用に供する家屋又は家屋の部分とします。

分譲マンションは専有部分、兼用（併用）住宅は居住の用に供する部分が延べ面積の1/2以上のもので、区分登記されている住宅は、区分毎に一つの住宅とします。

【補助対象外となる住宅の一例】

- ・新築工事
- ・他人に貸している住宅（所有者が居住していない）
- ・親所有の住宅に子世帯のみが居住している住宅（所有者が居住していない）
- ・補助金交付決定前に工事請負契約の締結又は、補助対象工事に着手しているもの
- ・住宅兼事務所の事務所部分（住宅ではない）など

■ 施工業者の条件

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者

- ①市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者
 - ②受注した改修工事等を一括して他人に請け負わせない者
 - ③北見市競争入札参加資格者（市内、準市内認定に限る）、北見市小規模修繕契約希望者、または要綱に基づき施工業者の資格登録をしている者
- ※建築工事一式以外の工事にあつては、請負代金の額が500万円以上の場合、建設業の許可が必要になります。

■ 補助の申請期間等

■ 申請期間

令和4年5月16日（月）～ 5月27日（金）まで

※申請期間内に市の予算額を超えた場合、抽選とします。

※申請期間内に市の予算額を超えなかった場合、令和4年7月1日より令和4年12月16日まで先着順での受付としますが、期間内であっても予算額に達した時点で申請受付を終了と致します。

■完了報告期限 : 令和5年 1月27日（金）まで

■補助金の請求期限 : 令和5年 2月10日（金）まで

■ 補助対象となる工事

※詳細は別紙「対象工事判断基準」を確認してください。

省エネ改修工事

- ◇開口部（窓・玄関ドア）の断熱改修工事
- ◇壁の断熱改修工事
- ◇節水型トイレへの取替え工事
- ◇屋根・天井の断熱改修工事
- ◇床の断熱改修工事
- ◇節湯水栓への取替え工事

バリアフリー改修工事

- ◇通路の拡幅
- ◇階段の改良
- ◇浴室の改良
- ◇便所の改良
- ◇手すりの取付
- ◇床の段差解消

！注意事項！

- ① 補助金交付決定前において、工事請負契約の締結又は、補助対象工事に着手しているものは対象外となります。
※交付申請後、市からの交付決定通知日以降に工事請負契約を締結し、補助対象工事に着手した後、市が定める期限までに、工事完了報告書を提出することができる工事が対象です。
- ② 国、北海道又は北見市での他の補助等と併用する工事費用は対象外となります。
- ③ 調査・設計費、産業廃棄物運搬処理費などに該当する経費は対象外となります。

■ 補助金額算出方法

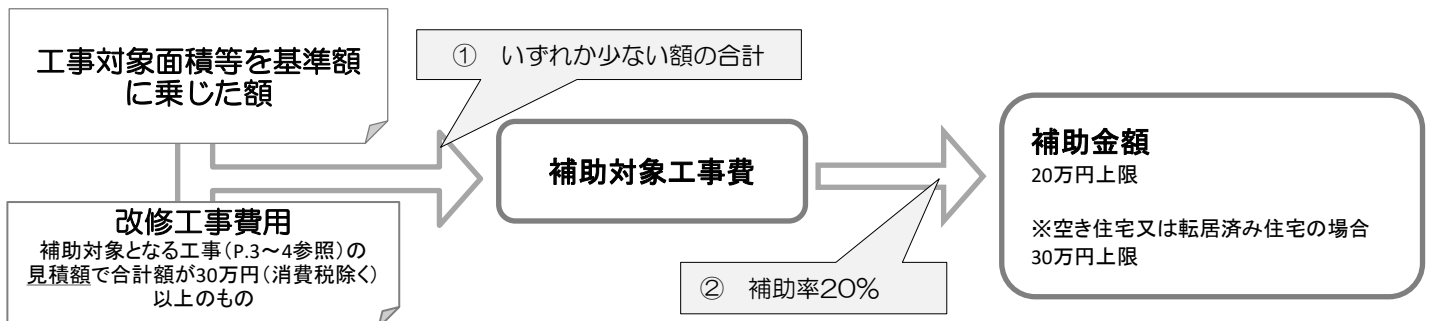
○省エネルギー化、バリアフリー化の対象工事費用（見積）の合計額が30万円（消費税等除く）以上のものとします。

○補助対象工事費は、P3,4の左欄の補助対象となる工事の項目に応じ、当該工事を行った住宅の工事対象面積や箇所、長さ等に基準額を乗じた額と、申請時に提出した見積額を比較して、いずれか少ない額の合計とします。

○補助金額は、補助対象工事費の20%、20万円（転居済み住宅¹⁾又は空き住宅²⁾場合は20%、30万円を上限とします（千円未満は切捨て）。

※ 1) 転居済み住宅：前年4月1日以降に転居して現在居住する住宅で、かつ、転居日より1年間遡った日から居住実態がない住宅

2) 空き住宅：申請時に居住していない住宅で、かつ、前年4月1日から居住実態がない住宅



！注意事項！

- ① 補助金額は完了報告後に通知する確定通知書に記載された額によります。
- ② 申請後に改修工事費用を変更し補助対象工事費が変更になると、補助金額を減額する場合があります。
※増額にはなりません。

■ 補助対象工事・基準額 ■

※詳細は別紙「対象工事判断基準」を確認してください。

■ 省エネ改修工事

補助対象となる工事		基準額	
1 開口部の断熱改修工事	窓の新設又は交換	(1) 窓の面積が0.2㎡以上1.6㎡未満	65,000円/箇所
		(2) 窓の面積が1.6㎡以上2.8㎡未満	75,000円/箇所
		(3) 窓の面積が2.8㎡以上	100,000円/箇所
	ガラスの交換	(4) ガラスの面積が0.1㎡以上0.8㎡未満	10,000円/箇所
		(5) ガラスの面積が0.8㎡以上1.4㎡未満	25,000円/箇所
		(6) ガラスの面積が1.4㎡以上	35,000円/箇所
		(7) 玄関ドアの断熱性を高める工事	300,000円/箇所
2 屋根・天井の断熱改修工事		2,700円/㎡	
3 壁の断熱改修工事		19,400円/㎡	
4 床の断熱改修工事		5,800円/㎡	
5 節水型トイレへの取替え	JIS A5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有するものに取替え工事（洗浄水量が6.5ℓ以下であるもの）	298,900円/箇所	
6 節湯水栓(※1)への取替え	次の①から③までのいずれかの基準を満たすものであること ①台所水栓において「手元止水機能（節湯A1※1）」又は「水優先吐水機能（節湯C1※1）」を有すること ②洗面水栓において「水優先吐水機能（節湯C1※1）」を有すること ③浴室シャワー水栓において「手元止水機能（節湯A1※1）※2」又は「小流量吐水機能（節湯B1※1）※2」を有すること ただし、シャワーヘッドのみの交換又は別に定める「7 高断熱浴槽」又は【バリアフリー改修工事】の「3 浴室の改良」を行う場合は対象外とする	25,000円/箇所	
7 高断熱浴槽への取替え	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものに取り替える工事であって、【バリアフリー改修工事】の「3 浴室の改良」に定める②から⑤までの全てに該当するもの	【バリアフリー改修工事】の「3 浴室の改良」の基準額と同じ	

備考

2,3,4の工事は、それぞれ右側の金額に当該工事を行った各室の床面積の合計を乗じた額を基準額とする

※1 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること

※2 水栓本体にサーモ及びシャワーヘッドが付いているもの

※詳細は別紙「対象工事判断基準」を確認してください。

■ バリアフリー改修工事

補助対象となる工事		基準額	
1 通路の拡幅	(1) 通路の幅を拡張する工事	166,100円/㎡	
	(2) 出入口の幅を拡張する工事	189,200円/箇所	
2 階段の改良		585,000円/箇所	
3 浴室の改良	浴室全体の改修工事を行うものとし、下記の①のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する工事と併せて、②～⑤の全てに該当するものであること。 ① Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当 (現況がすでに①のⅡ、Ⅲ及び②～⑤の全てに当てはまっているものは対象外) Ⅰ. 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 Ⅱ. 洗い場からの浴槽のまたぎ高さが30cm以上50cm以下の浴槽に取替る工事 Ⅲ. タイル床から滑りにくい床材へ改修する工事(現状タイル床のものに限る)	改修後の浴室内寸法面積が、2.55㎡未満 850,000円/箇所	
	次の②～⑤の全てに該当するもの ②浴室出入口の段差を2cm以下にすること ③浴室への出入り建具を引戸又は折れ戸とすること ④改修後、浴室内に壁手すりが設置されていること(浴槽内の手すりは含まない) ⑤身体の洗浄を容易にする水栓器具として、レバー式混合水栓同等以上の機能を有しているものを設置すること	改修後の浴室内寸法面積が、2.55㎡以上 955,000円/箇所	
		間仕切壁の位置を変更し、浴室の床面積を増加させる工事 1,231,000円/箇所	
4 便所の改良	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600円/㎡	
	(2) 便器を座便式のものに取替る工事	359,700円/箇所	
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	298,900円/箇所	
5 手すりの取付	※浴室改修工事がある場合は、浴室以外の部分とする。		
	(1) 長さ150cm以上の手すりを設置する工事	19,600円/m	
	(2) 長さ150cm未満の手すりを設置する工事	32,800円/箇所	
6 床の段差解消	(1) 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事	43,900円/箇所	
	(2) 敷居を撤去し、段差を解消する工事	10,000円/箇所	
	(3) 上記以外の段差を解消する工事	35,100円/㎡	
7 出入口の戸の改良	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替る工事	149,700円/箇所	
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替る工事	13,800円/箇所	
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸を吊戸方式に変更する工事	134,600円/箇所
		イ 上記以外の戸への器具を設置する工事	26,400円/箇所
8 滑りにくい床への改良		19,800円/㎡	
9 風除室の設置		300,000円/箇所	

備考

6(1)の工事は段差を小さくする工事を含む

■ 申請書類一覧 ■

※詳細は別紙「申請書類作成の手引き」・「写真の撮り方」を確認してください。

■ 補助金交付申請 【申請期間：令和4年5月16日（月）から 令和4年5月27日（金）まで】

◆申請書等	
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	・・・（要綱様式第1号）
<input type="checkbox"/> 補助金額算定表	・・・（要綱様式第2号）
<input type="checkbox"/> 委任状	・・・（要領様式第3号）
<input type="checkbox"/> 補助申請に関する申出書	・・・（要領様式第4号）
建設指導課ホームページや窓口にて配布	
手続きを委任する場合に提出	
共有名義、水道閉栓状況の確認が必要な場合に提出	
◆添付書類	
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（コピー可）	申請日前 3ヶ月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/> 住宅の所有者が明らかとなる書類（コピー可）	固定資産税の納税通知書のコピー（申請年度のもの）、名寄帳、建物の登記事項証明書（空き住宅・転居住宅の場合は、売買契約書）など
<input type="checkbox"/> 工事見積書、カタログ	品番、規格、数量等の記載があり、工事基準に適合する資材及び施工内容であることが確認できるもので、補助対象経費と対象外経費が分けてあるもの
<input type="checkbox"/> 工事箇所の着手前写真（カラーに限る）	申請する全ての工事箇所の着手前状況が確認できるもの ※写真はA4用紙に貼付けや印刷、又は、A4サイズのクリアポケットに入れてください。
<input type="checkbox"/> 着手前・完了後の設計図書（平面図等）	寸法等が明記され、工事基準への適合が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 空き住宅・転居済み住宅であることが確認できる書類	過去に水道の利用があった場合は、補助申請に関する申出書（要領様式第4号）の水道閉栓状況確認同意を申請時に提出していただくことで、省略が可能となります。ただし、水道の利用が確認できなかった場合や同意を頂けない場合は、電気・ガス等の閉栓、空き住宅販売事業者等による証明書（任意形式）等の提出をお願いします。

■ 変更申請 【工事内容等に変更が生じた場合】※金額の変更のみの場合は不要

◆申請書等	
<input type="checkbox"/> 変更申請書	・・・（要綱様式第5号）
建設指導課ホームページや窓口にて配布	
◆添付書類	
<input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる書類	補助金額変更後の工事見積書等、平面図等、着手前写真等

■ 完了報告 【完了報告期限：令和5年1月27日（金）まで】

◆申請書等	
<input type="checkbox"/> 完了報告書	・・・（要綱様式第9号）
建設指導課ホームページや窓口にて配布	
◆添付書類	
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書等の写し	工事着手や完了日、工事費等が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 工事代金の支払いが確認できる書類	領収書等の写し ※契約書、領収書の金額が申請時の見積書と異なる場合は、その内容が分かる（変更申請書や最終見積書等）を併せて添付してください。
<input type="checkbox"/> 工事箇所の完了後の写真 ※写真の不足がある場合は、補助金の支払いができません。必ず、別紙「申請書類作成の手引き」・「写真の取り方」を確認してください。	全ての工事箇所の完了後の状況が確認できるもの（工事中の写真を求める場合があります。） ※写真はA4用紙に貼付けや印刷、又は、A4サイズのクリアポケットに入れてください。
<input type="checkbox"/> 居住していることが確認できる書類（空き住宅の場合のみ）	改修した住宅に転居後の住民票の写し（コピー可）
<input type="checkbox"/> 住宅の所有者が明らかとなる書類（交付申請時に売買契約書を提出した場合のみ）	名寄帳、建物の登記事項証明書 ※売買契約書不可

■ 補助金の請求 【補助金の請求期限：令和5年2月10日（金）まで】

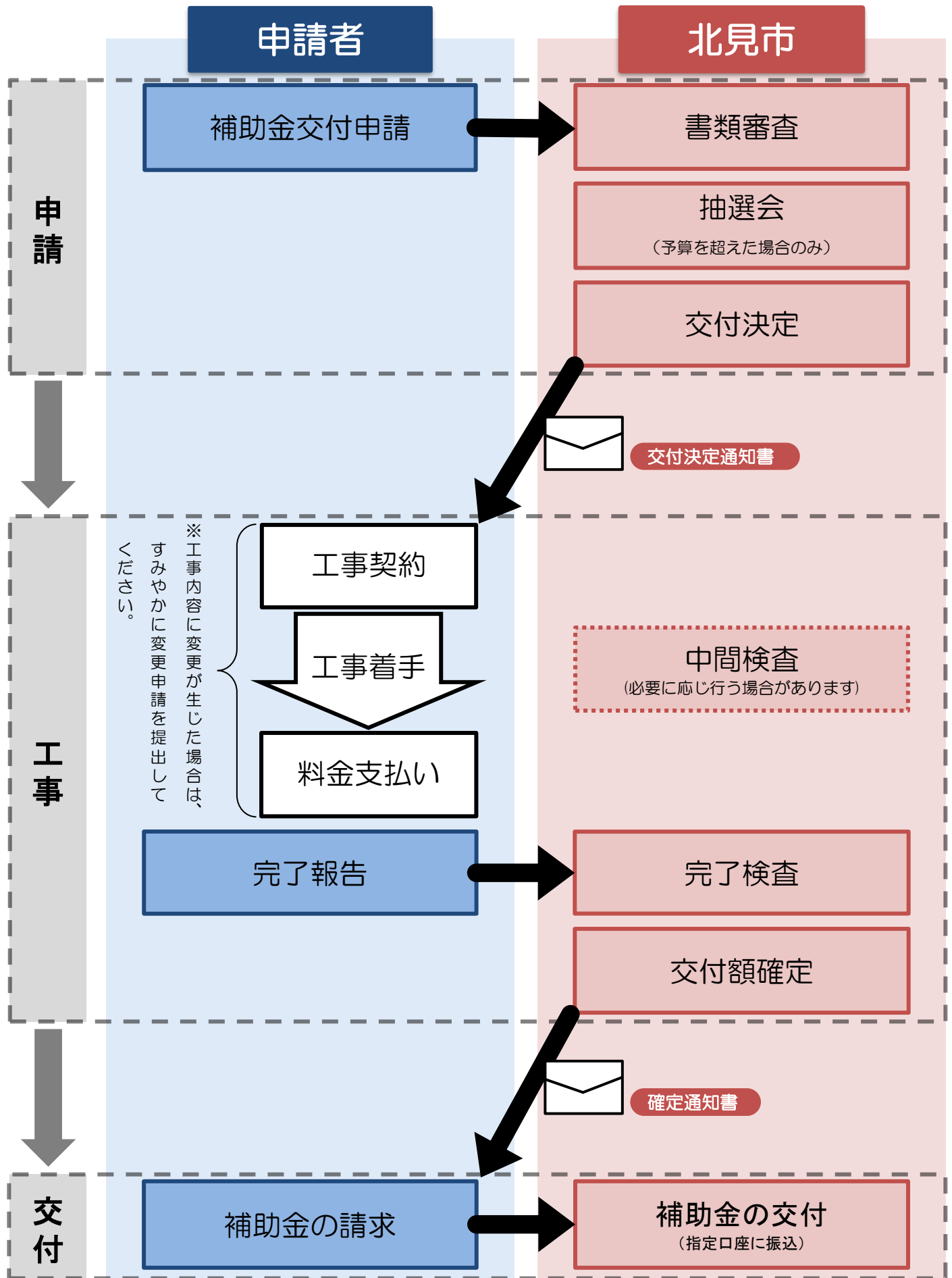
◆申請書等	
<input type="checkbox"/> 請求書	・・・（要綱様式第11号）
「確定通知書」の受け取り後、2週間以内又は、補助金の請求期限のどちらか早い方で提出が必要です	

■ 申請の取下げ 【交付決定後、工事を取り止める場合は早急にご提出ください】

◆申請書等	
<input type="checkbox"/> 交付申請取下げ届	・・・（要綱様式第6号）
建設指導課ホームページや窓口にて配布	

※上記の他、全ての届出において別途、必要書類の追加提出を求めています。

■ 手続きの流れ ■



■ 施工業者の資格登録 ■

■ 登録要件

◆ 次に掲げるもので、いずれにも該当する者

- ① 市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者。
- ② 受注した改修工事等を一括して他人に請け負わせない者
- ③ 市税等を滞納していない者。

■ 登録申請

【登録受付：令和4年4月1日（金）より、随時】

◆ 申請書等

- ・ 資格登録申請書 ……（要領様式第1号） 建設指導課ホームページや窓口にて配布

◆ 添付書類

- ・ 完納証明書 申請日前 1ヶ月以内 に発行されたもの

申請された方は、北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業要綱に基づき、資格登録をしているものとして登録され、北見市のホームページで公開されます。

■ 登録変更申請

【登録内容等に変更が生じた場合】

◆ 申請書等

- ・ 資格登録変更申請書 ……（要領様式第2号） 建設指導課ホームページや窓口にて配布

- ！ 注意事項！**
- ① この資格登録制度は優良業者であることを保証するものではありません。
 - ② 北見市競争入札参加資格者、小規模修繕契約希望者の申請等につきましては、北見市総務部契約課（0157-25-1242）へお問い合わせください。

■ 対象住宅に関すること

Q 長屋や共同住宅、分譲マンションは補助対象になりますか。

A 所有かつ居住する住戸専用（専有）部分のみ対象になります。共用部分や賃貸部分は補助対象外です。

Q 寮や社宅、賃貸住宅は補助対象になりますか。

A 対象になりません。所有かつ居住が条件です。

Q 店舗併用住宅は補助対象になりますか。

A 居住部分が全体の過半（1/2以上）である建物については、居住部分のみ補助の対象になります。

Q 共有名義で所有する住宅の場合、申請者はどちらか1名だけでも申請できますか。

A 工事の契約者（代金の支払者）が代表として申請してください。ただし、所有かつ居住が条件です。

Q 市内に親が居住する親名義の住宅に、別居中の子が申請を行った場合、補助対象になりますか。

A 所有かつ居住が条件です。所有者である親が申請を行う場合は補助の対象になりますが、別居中の子が申請を行った場合は補助対象になりません。ただし、成年後見人等による申請が可能な場合もありますので、事前にご相談ください

Q 市内に住宅はあるが、所有者が現在単身赴任しており居住していない場合、補助対象になりますか。

A 同一生計としている配偶者等が居住している場合、単身赴任は一時的なものとして扱いますので、補助対象となります。所有者との関係がわかる戸籍謄本及び配偶者等の住民票を提出してください（コピー可）。

Q 空き住宅を購入したが、建物の登記がまだ終わっていません。補助対象になりますか。

A 申請時に、建物の売買契約書等の写しを提出できる場合は、補助の対象になります。ただし、申請時に売買契約書等の写しを提出した場合、完了報告時に売買契約書以外の住宅の所有者が明らかになる書類（登記事項証明書等）の提出が必要です。

Q 親が所有する空き住宅を改修して、息子又は娘が居住予定ですが、補助対象になりますか。

A 売買契約書等を必要としない譲渡等の場合で、改修後に居住する場合は、申請時点で建物（空き住宅）の所有権移転登記手続きが完了しているときのみ補助対象となります。

Q 現在、市外に住んでおり北見市内の空き住宅を購入しました。補助対象になりますか。

A 建物の登記事項証明書又は、建物の売買契約書の写しを提出でき、かつ、完了報告を提出時に改修した住宅への転居後の住民票等を提出した場合、補助対象となります。

Q 夫又は妻が所有権を有している住宅で、所有権を有している方が既に亡くなっており、かつ、所有権移転登記を行っていない場合、その夫又は妻が居住している住宅は、補助対象になりますか。

A 申請時点で建物の相続登記（所有権移転登記）の手続きが完了していない場合は、対象外になります。

■ 省エネ改修工事に関すること

Q 居室の一部分の壁や窓の断熱は補助対象になりますか。

A 改修部分が北見市で定める基準を満たす性能であれば対象になります。ただし、改修工事と合わせて所得税の控除や、固定資産税の減税を申請する場合、条件が異なります。

Q 今まで壁だったところに断熱サッシを取り付けた場合、補助対象になりますか。

A 既存の窓の改修部分のみが補助対象になり、新設する窓部分は補助対象外になります。

Q 工事完了後、断熱材の写真を撮り忘れしました。その場合でも補助金は貰えますか。

A 補助対象となる隠蔽部分等の工事について、写真等で断熱材の品番や施工厚等が明確に確認できない場合は、補助金を交付することはできません。

Q 節水型トイレや節湯水栓について補助対象商品かどうかは、製品のどこを見れば分かりますか。

A 対象の商品が市が別に定める節水型トイレや節湯水栓かどうか不明な場合は、品番を確認し製造元のカタログ又は、工事を行う施工業者等にご確認ください。

Q 節湯水栓で、手元止水機能や水優先吐水機能とは、どのようなものですか。

A シングル、ミキシング、サーモスタットの3種類の温水混合水栓のいずれかで、給湯量の削減率が一定の基準値以上の性能を有する水栓器具です。

Q 節水型トイレに改修したいのですが、既存の便座高さより低くなる場合は補助対象になりますか。

A 別に定める判断基準に対応している節水Ⅱ形大便器の場合は、便座の高さに関係なく補助対象になります。

Q 高断熱浴槽の浴室に改修したいのですが、専用風呂ふた（断熱ふた）は必要ですか。

A 高断熱浴槽の基準には、浴槽に被せる専用風呂ふたが必須となっているため、必要です。申請時には見積書の内訳又は専用風呂ふたが工事に含まれていることが分かる書類を添付していただくことになります。また、完了報告時には、専用風呂ふたの写真も添付が必要になります。

Q 節水型トイレ、節湯水栓、高断熱浴槽について、完了報告時に必要な書類等は何ですか。

A 原則、改修後に設置されたものが、申請時のものであることが証明できる品番等の写真、品番を証明する写真が取れない場合は、メーカー等の出荷証明書（現場名、納入場所、納入日、性能証明書と合致する製品番号等が明記され、メーカー等の押印のあるもの(原本)）を提出してください。

Q 既存の居間の窓を補助対象となる断熱サッシに取り替えるが、サッシ寸法が小さくなる場合、補助対象になりますか。

A 原則、補助対象となりますが、建築基準法に適合している事が前提ですので、対象となる部屋の床面積に対し採光上有効な面積等が確保されない場合は、補助対象外になります。

Q 1つの住宅で玄関ドアの他に、勝手口も同じ玄関ドアにする場合、補助対象になりますか。

A 別に定める判断基準に対応している玄関ドアに取り替える場合は、2カ所とも補助対象になります。

■ バリアフリー改修工事に関すること

Q トイレやお風呂を新設する場合は補助対象になりますか。

A 新設は対象になりません。また、浴室等の改修に伴い住宅の床面積が増加する工事も対象外になります。トイレ、浴室、階段及び出入口の戸の改良については、既存のものとの取替えが補助対象です。

Q 温水洗浄便座（ウォッシュレット等）のみの設置は対象になりますか。

A 便座のみの設置は対象となりません。便器本体を同時に取替える場合、補助対象になる場合があります。

Q 床の段差解消や、手すりの取付、通路の拡幅は屋外（敷地内）も補助対象になりますか。

A 屋外部分は対象になりません。

Q 風除室の床材にゴムチップタイルを設置する場合、滑りにくい床として補助対象になりますか。

A 市販のゴムチップタイルは取り外しが可能なため、対象外になります。

■申請手続きに関すること

Q 補助対象となる工事部分以外において、既に工事に着手している場合、補助対象になりますか。

A 申請時点で、対象となる部分の工事請負契約書の締結や対象工事部分に関与する工事等が行われている場合は、対象外です。ただし、明確に契約書の締結や対象工事部分が分かれている場合は、対象になる場合もありますので、ご相談ください。

Q 市外に本店があり、北見に支店がある業者に工事を依頼する場合、補助申請は可能でしょうか。

A 市内に営業所等を有し、建設業等を営む者であることが条件となっておりますので、申請は可能です。ただし、施工業者には、北見市競争入札参加資格者（市内、準市内認定に限る）又は、北見市小規模修繕契約希望者、当事業に関する施工業者の資格登録が必要です。

Q 国の他の補助金等と併用することは可能ですか。

A 原則、国、北海道又は北見市での他の補助等と併用する工事費用は対象外となります。ただし、併用可能な補助事業もございますので、事前に建設指導課までご相談ください。

Q 複数の施工業者に工事を依頼する予定ですが、補助申請は可能でしょうか。

A 申請は可能です。申請時に施工業者毎の見積書をご提出いただきます。

例1) バリアフリー改修工事見積書：A社 省エネ改修工事見積書：B社

例2) バリアフリー改修工事（トイレ改修工事）見積書：C社

バリアフリー改修工事（UB改修工事）見積書：D社

※ただし、申請・変更・完了等各種手続きにおいて、必要書類等は一括での提出が必要ですので申請者様と施工業者間で打合せをお願いします。

Q 補助申請手続きを施工業者等の代理人に依頼したいのですが、可能でしょうか。

A 委任状（要領様式第3号）をご提出いただければ、申請は可能です。

Q 過去に北見市住宅エコ改修補助の補助金を受け取りました。

今年度も補助対象となる工事を行う予定ですが、申請は可能でしょうか。

A 同一対象者、同一住宅への補助は一回限りとなっておりますので、申請することはできません。

Q 前年度に施工業者の資格登録を行いました。今年度も登録は必要ですか。

A 年度毎に登録していただく必要があります。

ただし、北見市競争入札参加資格者（市内、準市内認定に限る）又は、北見市小規模修繕契約希望者にご登録されている方は当該補助事業に関わる事業者登録の必要ありませんが、北見市で公開している北見市住宅エコ改修補助事業のホームページにおける、資格登録事業者名簿に掲載を希望される場合は当該制度に基づく資格登録をしていただく必要があります。

Q 補助金の交付決定後、工事の中止を決めた場合、補助金の権利は次年度以降も残りますか。

A 年度毎の補助事業になるため、補助金の権利を次年度以降に持ち越すことは出来ません。
工事を行わないと決めた場合は速やかに取下げ届(要綱様式第6号)をご提出ください。
補助金を活用されなかった場合は、次年度以降に再度申し込みいただけます。

Q 空き住宅の建物売買契約が完了していない場合、申請することはできますか。

A 売買契約が完了していなければ、申請することはできません。
売買契約の完了後に、申請手続きを行ってください。

Q 建築後に未入居の住宅の場合、補助の対象になりますか。

A 補助の対象になりません(例：モデルハウスや建売住宅など)。

Q 建物所有者が妻、代金の支払者が父の場合、申請は可能ですか。

A 建物所有者が妻であれば、代金の支払者も妻でなければなりません。
申請者、建物所有者、納税者、支払者、振込先口座、これらが全て同一人物であることが、補助対象の条件です。

Q 銀行から支払をしたが、振込み手数料を請負契約書の金額に含めて支払をした場合は、補助対象になりますか。

A 振込み手数料は、施工業者に支払われるものではなく、銀行に入るお金なので、たとえ数百円程度の金額だとしても請負契約書の金額が完全に支払われていないこととなりますので、補助金を支払うことはできません。
振込手数料が発生する場合の振込金額は、「**請負契約書の金額**」+「**振込み手数料**」となりますので、支払をする際は十分注意してください。

Q 共有名義であり、父と息子の2人の所有物である場合、納税通知書の所有者名欄には、父の名前が記載されており、息子の名前は記載されていない代わりに「外1名」と記載されている。
この場合、息子が所有者として申請は可能ですか。

A 納税通知書の所有者名欄に「外1名」とされている方が申請者になる場合は、登記簿謄本等の所有者の名前が確認できる書類を提出していただく事で申請は可能です。

Q 提出した見積書から工事代金が増額になったのですが、どのような書類が必要ですか。

A 工事完了報告書の提出時に、変更した金額と内容が分かる書類(変更見積書や最終見積書等)を添付してください。

Q 変更申請することによって、補助金額を増額することはできますか。

A 当初申請以降の補助金額の増額はできません。

Q 補助金交付決定後の工事内容の変更は可能ですか。

A 可能です。補助対象工事の内容が変わる場合は、速やかに変更申請書を提出してください。
ただし、補助金交付申請額を増額又は、補助対象工事の追加の変更申請はできません。
変更内容によっては補助の対象とならなくなる場合もあります。

Q 最終的に工事代金が増額となった場合、補助金額が増額になることがありますか。

A 増額になることがあります。最終的に増額となった見積書から審査を行い確定通知書で最終の補助金額をお知らせいたします。なお、総工事費が増額になっても補助金額の増額はありせん。

Q 工事代金を銀行振込みで支払ったので領収書がありませんが、どのような書類が必要ですか。

A 銀行振込みの場合は、振込明細書を提出してください。

※支払を証明するものが提出できない場合、補助金を交付することはできません。

Q 工事代金をクレジットカードで支払ったので領収書がありませんが、どのような書類が必要ですか。

A クレジットカードによる支払いを行う場合、完了報告書提出時に各種証拠書類の提出が必要です。また、ポイントやマイル等により優遇措置を受けている部分については、補助対象外経費となり、その減算を行う必要があるため、金額換算の為の書類提出も必要となります。

併せて、完了報告書提出時まで、**クレジットカード会社への支払いが完了している事が条件です。**

各種証拠書類として、クレジットカード利用証明書、クレジット会社から発行される請求内訳書、購入者がクレジットカード会社に支払ったことを確認できる書類（通帳のコピー）、クレジット会社から発行される完済証明書などの提出が必要となります。

※リボ払いや分割払いなどで、補助対象工事に関わる支払いの完了が確認できない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご注意ください。

Q 工事や申請手続きなどをしてくれる業者を紹介していただけますか。

A 市では、施工業者の紹介はしておりません。申請者様の責任において工事や申請手続きを請け負う方を決定してください。

Q 令和5年1月27日(金)までに完了報告書を提出しない場合はどうなりますか。

A 完了報告提出期限までに必要書類を提出されない場合は、要綱第15条に基づき、自動的に交付決定取消しとなりますことから、補助金をお支払いすることはできません。

Q 施工業者から聞いた補助金額と市から通知された交付決定通知書の金額が違うのはなぜですか。

A 市では、提出された書類を基に施工業者の見積り金額と、市で定める基準額を用いて算出した金額を比較し、少ない方の額の合計をもって補助金の算定を行っており、単純に施工業者見積額の20%ではありません。

※また、補助金額における施工業者とのトラブルについて、市は一切関与しませんので、当事者間で話し合い解決するようにしてください。

Q 交付申請書などに使用した印鑑を紛失した場合、どうすればよいですか。

A 原則、全ての提出書類の押印は同一のものでなくてはならない為、万が一、使用した印鑑を紛失された場合には、提出いただいている全ての書類に再度、訂正印と押印を頂くことになります。

※必要に応じ、申請者様へ確認のご連絡をさせていただきます。

Q 交付決定通知書や補助金の確定通知書が郵送されてきません。どうしてですか。

A 市では、補助金交付申請書に記載されている補助対象住宅の住所（空き住宅申請者を除く）宛に、各種通知書等を郵送しております。改修工事に伴い、仮住まい等への住所変更手続きを郵便局に届出していない等が考えられます。

原則、空き住宅の申請を除き、申請住宅に居住されていることが前提条件になっており、郵送した各種通知書が市へ返送された場合には、居住実態の有無などについて、現地確認を含め実態調査をさせていただきます。

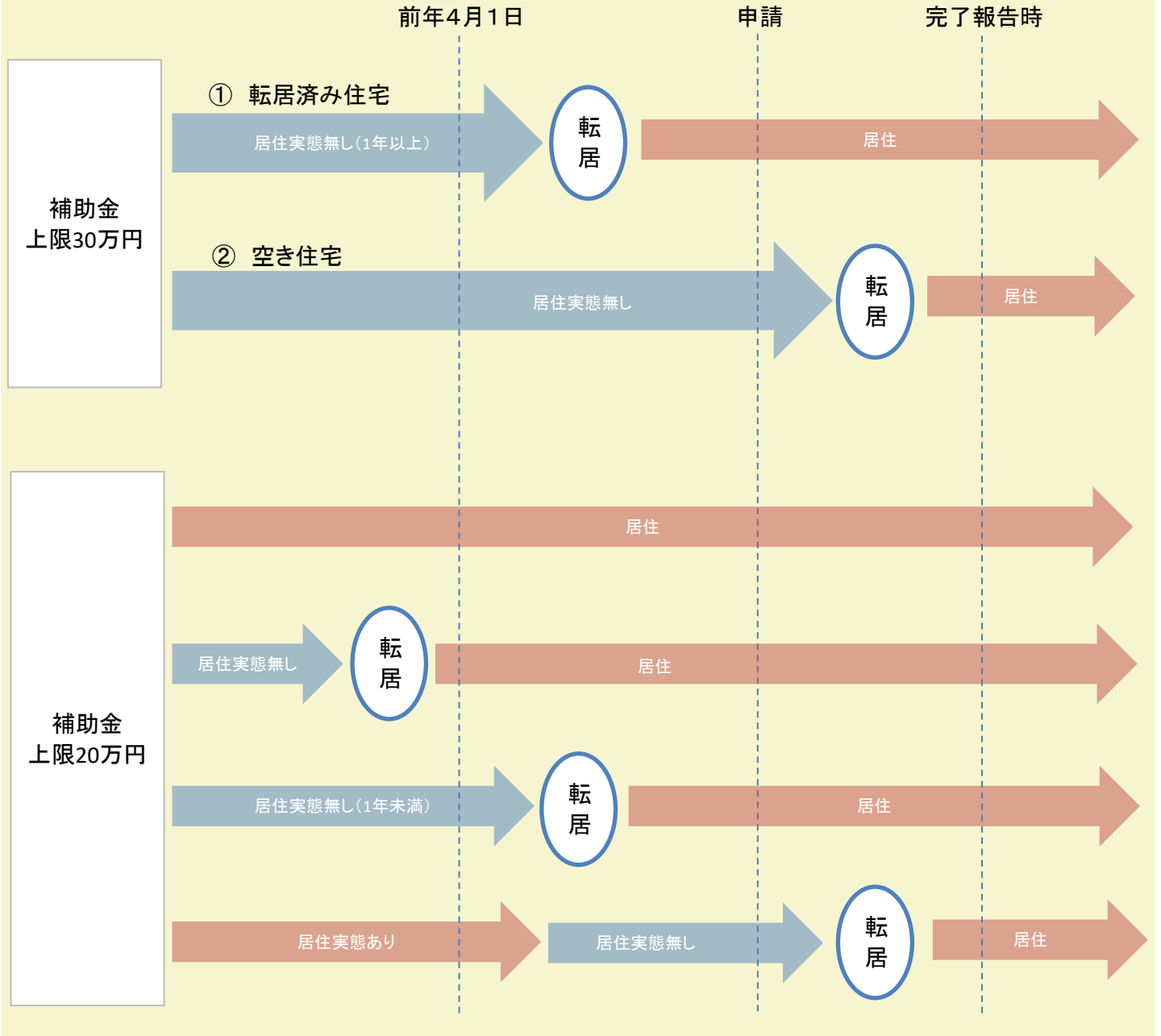
※明らかに居住実態が無く、虚偽の申請をしていると認められる場合は、交付決定や補助を取り消す場合もございます。

Q 補助金額の上限が30万円になるのは条件を教えてください。

A ①又は②の場合は、補助金額の上限が30万円になります。

①前年4月1日以降に転居して現在居住する住宅で、かつ、転居日より1年間遡った日以前から居住実態がない住宅(転居済み住宅) ※転居日は住民票の転居日とします。

②申請時に居住していない住宅で、かつ、前年4月1日以前から居住実態がない住宅(空き住宅)



■ ■ 民間住宅に対する制度について ■ ■

■ 北見市木造住宅無料耐震診断

北見市では、戸建て木造住宅を対象とした簡易的な耐震診断を無料で実施しております。この無料耐震診断は、専門家による耐震診断の必要性の目安となるものです。耐震診断の際には、間取りや壁の形状がわかる図面が必要となりますので、ご用意ください。（結果が出るまでには、3週間ほど時間がかかります。）

【お問い合わせ先】北見市建設指導課（0157-25-1154）

■ 北見市木造住宅耐震改修等補助制度

北見市では、耐震診断及び耐震設計、耐震改修工事の費用を軽減させることにより、住宅の耐震性の向上を図り、地震による被害を軽減させるために、市内の戸建て木造住宅を対象にしてこれらの費用の一部の補助を行っております。

【お問い合わせ先】北見市建設指導課（0157-25-1154）

■ 所得税控除・固定資産税減税

省エネルギー化やバリアフリー化、耐震改修工事を行った場合、①所得税の控除や②固定資産税の減税を受けられる場合があります。その際には指定機関や建築士による該当する改修工事を行った旨の証明書が必要になります。

【お問い合わせ先】①北見税務署（0157-23-7151）
②北見市資産税課（0157-25-1115）

